

臨教第64号議案

神奈川県教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

別紙（案）のとおり

令和5年3月24日提出

神奈川県教育委員会  
教育長 花 田 忠 雄

（提案理由）

課に置かれた室（課内室）に室長（課内室長）を置く規定を廃止するなど課内室に関する規定を整理する必要があることから、神奈川県教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則について所要の改正をいたしたく提案するものです。

**神奈川県教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則**

神奈川県教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則（昭和35年神奈川県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「課に置かれた室（以下「課内室」という。）に室長（以下「課内室長」という。）を、室、課及び課内室」を「室及び課」に改め、同条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

第6条第1項中「、課及び課内室」を「及び課」に改め、同条第16項中「、課長又は課内室長」を「又は課長」に、「、課又は課内室」を「又は課」に改める。

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 新旧対照表

## ○神奈川県教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則

新	旧
<p>第1条～第4条（略） （本庁における職）</p> <p>第5条 本庁に設けられた室に室長を、部に部長を、課に課長を、<u>室及び課</u>に設けられたグループにグループリーダーを置く。</p> <p>2～4（略） （削除）</p> <p><u>5</u> グループリーダーは、上司の命を受けてグループの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>第6条 教育委員会は、必要と認めるときは、本庁に県立高校改革担当局長、教育監、副局長、参事監、技監、教育参事監、担当部長及び参事を、本庁に設けられた室に企画調整担当課長、管理担当課長、担当課長、副室長及び室長代理を、部に担当課長を、課に副課長及び課長代理を、<u>室及び課</u>に専任主幹、専任技幹、主幹、技幹、副主幹、副技幹、社会教育主事、主査、主任主事及び主任技師を置くことができる。</p> <p>2～15（略）</p> <p>16 専任主幹及び専任技幹は、室長<u>又は課長</u>を補佐し、上司の命を受け、<u>又は課</u>の所管行政に係る重要困難な事項についての調査、企画及び立案に参画し、関係事務を整理する。</p> <p>17～21（略）</p> <p>第7条～第14条（略）</p>	<p>第1条～第4条（略） （本庁における職）</p> <p>第5条 本庁に設けられた室に室長を、部に部長を、課に課長を、<u>課に置かれた室（以下「課内室」という。）に室長（以下「課内室長」という。）を、室、課及び課内室</u>に設けられたグループにグループリーダーを置く。</p> <p>2～4（略）</p> <p><u>5 課内室長は、上司の命を受けて課内室の事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。</u></p> <p><u>6</u> グループリーダーは、上司の命を受けてグループの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>第6条 教育委員会は、必要と認めるときは、本庁に県立高校改革担当局長、教育監、副局長、参事監、技監、教育参事監、担当部長及び参事を、本庁に設けられた室に企画調整担当課長、管理担当課長、担当課長、副室長及び室長代理を、部に担当課長を、課に副課長及び課長代理を、<u>室、課及び課内室</u>に専任主幹、専任技幹、主幹、技幹、副主幹、副技幹、社会教育主事、主査、主任主事及び主任技師を置くことができる。</p> <p>2～15（略）</p> <p>16 専任主幹及び専任技幹は、室長、<u>課長又は課内室長</u>を補佐し、上司の命を受け、<u>室、課又は課内室</u>の所管行政に係る重要困難な事項についての調査、企画及び立案に参画し、関係事務を整理する。</p> <p>17～21（略）</p> <p>第7条～第14条（略）</p>

## 神奈川県教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部改正の概要

### 1 改正の趣旨

高校教育課に置かれた高校教育企画室を廃止すること等から、所要の改正を行う。

### 2 改正の概要

課に置かれた室（課内室）に室長（課内室長）を置く規定を廃止するなど課内室に関する規定を整理する。（第 5 条及び第 6 条関係）

### 3 施行日

令和 5 年 4 月 1 日